

## 第1回条例専門部会の議事概要

開催月日：平成17年3月15日(火)  
時間：13時15分～15時30分  
会場：京都府公館 第1会議室

開会あいさつ

太田理事(省略)

協議事項

- 1 部会長及び副部会長の選任  
同志社大学 山下教授を部会長に選任  
立命館大学 田中教授を副部会長に選任
- 2 食の安心・安全の確保の取組等について  
資料に基づき事務局から説明
- 3 検討事項  
(概要は、以下の議事録要旨のとおり)

\* 出席者

条例専門部会委員

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 小林 智子 | 京都府生活協同組合連合会    |
| 田中 恒好 | 立命館大学法科大学院教授    |
| 永井 菊博 | J A全農京都府本部      |
| 中坊 幸弘 | 京都府立大学人間環境学部教授  |
| 野村 善彦 | 京都府食品産業協議会 (欠席) |
| 山下 淳  | 同志社大学政策学部教授     |

(敬称略 五十音順)

事務局 太田農林水産部理事、向井保健福祉部理事、  
食の安心・安全プロジェクト、保健福祉部生活衛生室、商工部消費生活室、農林水産部農産流通課、畜産課、水産課各担当者

## 議事録要旨

### 事務局から、資料により、国の動き、京都府の状況、他府県の条例等説明

(委員) 条例の制定状況から見て、東と西でギャップがあるように見えるが、どうか。

(事務局) 一般的に、近畿、中四国の取り組みは弱い。

また、過去に何らかの問題が発生し、農林水産業が盛んで、食品の安全性確保にがんばって取り組んでいる地域で条例を制定している傾向がある。

### 規制・罰則について

(委員) 資料13ページに法律と条例の関係があるが、「原則として法令と同一の目的から同一の対象・事項について法令と異なる規制をしたり、法令より厳しい規制をすることができない。」について、もう一度説明してほしい。

(事務局) 一般論ですが、法律の規制と同一目的の条例はできない、ただし、目的が違えば、認められる、ということです。

(事務局) 規制については、東京都は評価委員会を設けていることもあり、規制することが可能な体制となっている。

(部会長) 規制関係については、JAS法などの法令で対応しきれるのであれば問題ない。対応しきれないものがあるのかどうかという検討が必要。

東京都の場合は、調査・勧告の必要があることから、罰則の規定が設けられている。

また、それが実行可能な体制ができるのか、必要なのかという検討も必要。

東京都は、評価委員会を設けていることから可能となっている。

(委員) 規制・罰則についての論議の中の京都市消費生活条例に関して「京都市の消費者保護審議会が罰則についての論議があり、専門化による検討委員会がもたれた。

結論として新たな罰則は設けず、現行の法律と条例の積極的な活用をはかることになった。」

(部会長) 個別の規制法があるから、そのすき間、上乘せは余りないのかと思う。

府レベル、府・市の連携で、総合的に、法令を運営していけば、大抵のことはいけるんだろうと思う。

しかし、もしものことを考えると、法令が適用される前、初期段階での独自の対応が必要ないか、できるのか、は検討課題だろう。

(委員) 国の判断とは別に、東京都の場合は、条例で評価委員会をもっていることから、国とは別の独自の判断と対応ができるか。

(部会長) 評価委員会による評価ができれば、それに基づいて、情報を提供するなどの対応は理論的にあり得ると思うが、国の食品安全委員会と評価委員会の判断がまったく違うものが出るものかどうか、という点もある。

(委員) BSE問題に関しては、食品の安全性以外に、輸入など様々なファクターが入っている。アクションプランでは、京都版HACCPをはじめ登録制度など独自のプランを提案している。

京都府で検討する条例においては、アクションプランの取り組みについても関わらなければと思う。

(部会長) 行政として、事業者に守っていただくものが何かということの検討がまず第一。  
それを守らせるために罰則がある。また、消費者保護条例との整合性も図る必要があるのかもしれない。その場合、食品は、普通の商品と違う独自性があるので、その点が重要。

先ほど出ていた、登録やブランド化などを条例の中でオーソライズするのかの検討も必要で、それも条例制定の大きな役割。根拠が条例にあるというのは大事。

(事務局) 他県の例として、東京都の条例では、前向きな施策として、食品の登録制度の条項も入っている。

### 安心・安全について

(委員) 食の安心・安全の言葉の順番ですが、我々は安全・安心で使っている。一般的な用語の使い方として、安全・安心ではないのか。

(事務局) 全国的には安全・安心の順番が多いが、京都府としては、行政課題としては安心があり、その前提として安全があるということから、安心・安全としているのでご理解願いたい。

(委員) 私どもの団体も、かつては安心・安全を一つのくくりとしていたが、BSEのときに、いくら安全と言っても、「安心でない、信じられない」という声があった。それで、「安全イコール安心ではない」と思った。安心をつくるため、安全を伝える様々な取り組みを行い、信頼を築くことに努めた。

それから、安心にこだわるようになった。それまでは、安心に注目していなかったし、安心とはどういうものか、深く議論していなかった。

### 条例に盛り込む事項

(委員) 条例は、農家の目に触れるものでもあるので、シンプルで分かりやすいものとする必要がある。

(部会長) シンプルとわかりやすさが両立するのは、なかなか難しい問題。  
ただ、関係者それぞれの責務・役割を書くのであれば、分かりやすくすることを心がけることは必要。

(委員) 前文を書いているところがあるが、府の条例でも、前文を入れ、そこにエキスをいれることも一つの考え。

(委員) 東京都の条例では、安心という言葉を使っていない。

(部会長) 行動指針の「努力が見えることが大事」などは、書き込んでいきたい。  
消費者の役割など、国の基本法とは違ったものになるので、今年の行動指針策定時の議論を踏まえたものとするのが大事。

- ・行動指針を踏まえ、条例の言葉につくり直すことが大事
- ・京都らしい重要な取り組みを条例に明記し、オーソライズするという方向で、今後検討することでよいか。

(各委員了解)

(部会長) それでは、アクションプランと行動指針を見て頂きながら、次の部会までに、条例に盛り込むべきポイント、粗っぽい項目で良いので、委員の皆様から、事務局へ出して頂けたらと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員了解)

### 検討スケジュール

(部会長) 今後の検討スケジュールについて、事務局の方からお願いします。

(事務局) 事務局としては、4月中、又は5月早々に、2回ないし3回程度、部会開催し、素案とりまとめいただければと思います。

(部会長) 非常に厳しい日程ですが、これまで、政策検討会で議論いただいたことを踏まえ、条例の素案を作成するということで、頑張って進めるということによろしいでしょうか。

(各委員了解)

(部会長) 先ほど申し上げた、項目を事務局へ出していただく期限も決めておいた方が良いと思いますが、3月末まででよろしいでしょうか。それではお願いします。

(事務局) 委員の皆様から頂いた項目を整理し、部会長と事務局で、骨子(案)を作成し、次回の部会で検討頂きたいと思いますのでよろしくお願いします。

以 上